

各斜線 9（各斜線の建築物の適用等）

（関係条文）

法56条・法56条の2・法58条

各斜線の建築物の適用（○：緩和適用あり ×：緩和適用なし）

	道路斜線	隣地斜線	北側斜線	絶対高さ	日影規制	
					日影規制の適用 （日影規制制限 （斜めの部分）	日影図
手すり （開放性の大きいもの） （注）	○	○	○	○	○	○
手すり （上記以外のもの）	×	×	×	×	×	×
昇降機塔等の部分 （令2条による）	○	○	×	○	○	×

（注）用語の定義－10 開放性の大きい手すり参照

公園、広場、川その他これらに類するもの（※緩和の適用については各々の条文を参照すること）

公園	・都市公園法による公園
	・開発による帰属公園（官による管理のもので、形態が明確なもの）
	・官が管理する緑地
広場	・官が管理する公開広場
川	・河川法に基づく河川（準用河川も含む）
海	
線路敷	・駅舎の敷地を除く
その他これらに類するもの	・里道（官による管理のもので、形態が明確なもの）
	・水路（官による管理のもので、形態が明確なもの）
	・その他行政目的による空地
	（例、公共土木施設などで官による管理のもので、形態が明確なもの）

※日影規制、北側斜線は公園、緑地に対する緩和の適用がないので注意すること。

備考

西宮市建築基準法取扱い基準
2010. 04. 01
2024. 04. 01